

神奈川県監査委員公表第3号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和元年7月19日

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	太田眞晴
同	吉川知恵子
同	桐生秀昭
同	松崎 淳

1 措置の対象となった監査の結果

平成30年12月7日（神奈川県公報号外第67号）神奈川県監査委員公表第20号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会、収用委員会及び公安委員会を除く55か所（既報告の18か所を除く。）に係る86事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成30年8月29日（平成30年7月11日及び同月20日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、航空機騒音調査委託契約2件（契約額計579,600円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。</p> <p>（要改善事項）</p> <p>政策局、総務局、くらし安全防災局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局及び県土整備局に属する出先機関のうち34所属が保有する業務用の車両（以下「公用車」という。）80台について、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーション（自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器。以下「カーナビ」という。）が搭載されていることによ</p>	<p>不適切事項については、受託者との連絡調整及び契約事務の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、受託者と連絡を密にするとともに、複数の職員による確認及び進行管理の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、出先機関の所管課長を集めた会議を実施し、テレビ受信機能が必要であると判断した場合や、現在、搭載しているカーナビについても、改めてテレビ受信機能が必要であると判断し、引き続き、テレビ受信機能を有するカーナビを搭載することとした場合には、NHKとの受信契約が必要である旨を周知徹底した。</p> <p>また、今後、公用車を更新する際にカーナビを搭載する場合には、テレビ受信機能の必要性を検討し、必</p>

		<p>り、7所属の11台に係るカーナビについては、日本放送協会（以下「NHK」という。）とその放送の受信についての契約（以下「受信契約」という。）を締結し、受信料を支払っており、19所属の33台に係るカーナビについては、NHKの放送が受信でき、NHKと受信契約を締結することとされているにもかかわらず、受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていなかった。</p> <p>（以下平成30年12月7日（神奈川県公報号外第67号）神奈川県監査委員公表第20号中、第3 監査の結果3(2)①のとおり。）</p>	<p>要ないと判断した場合にはテレビ受信機能のない機種を選択するよう指導した。</p>
<p>政策部土地水資源対策課</p>	<p>平成30年8月29日（平成30年7月23日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、相模湖交流センター土地賃貸借契約5件（長期継続契約、契約総額計270,606,988円）の平成29年度支払額8,168,847円について、支出負担行為に当たり、執行伺票の起票及び決裁が3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、平成29年度の共架柱に係る使用料2件、3,584円が徴収不足であつた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、会計局指導課通知の理解が不十分であつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、管理する財産の現状把握及び関係規定の認識が不十分であつたことによるものであり、平成30年9月21日に使用許可を行い、平成29年度の使用料相当額については、平成30年11月5日に収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、管理財産の適切な状況把握に努めるとともに、関係規定や知識を共有することにより適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
<p>神奈川県立かながわ県民活動サポートセンタ</p>	<p>平成30年8月29日（平成30年5月29日及び同月30日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、次のとおり誤りがあつた。</p> <p>(1) 広告の掲示に伴い広告主から徴収すべき行政財産使用料</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、次のとおりである。</p>

一		<p>及び広告収入に係る収入未済2件、39,498円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。</p> <p>(2) 自動販売機等設置場所賃貸借契約に伴う賃借料1件、6,091,200円について、契約に定める納付期限を著しく超えて調定を行っていた。</p> <p>2 支出事務において、飲料品代1件、2,592円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>(1) 督促状を発行していなかったことについては、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、収入未済一覧表を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 調定遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、既存の進行管理表を改善するとともに、複数の職員による確認体制を強化することなどにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、執行状況の確認に加え、新たに支出命令の確認を行う進行管理表を作成するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県 県央地域 県政総合 センター	平成30年4月 26日（平成30 年3月12日か ら同月15日ま で職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、中沢水源分収林の伐倒木の売払いに伴う分収金1件、243,890円の支払に当たり、分収金額決定に係る土地所有者への通知が、土地所有者へ支払うべき分収金額を決定した日から3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 契約事務において、測量機器等（予定価格計92,524円）の購入に当たり、これらを一括して見積合せを実施し、購入すべきところ、レーザー距離計（予定価格49,216円）とアルミ製標尺等（予定価格43,308円）に分割し、それぞれ1者からのみ見積書を徴して随意契約を締結し、購入していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、新たに事務処理状況の確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、複数の物品を同時に調達する場合には、そのうちの特定の物品の予定価格が5万円未満であれば、当該物品の見積価格が5万円以上であっても、需用費で執行できるということを認識していなかったことによるものである。</p>

			<p>今後は、このようなことがないよう、会計局担当課への照会を徹底し、経理担当職員で情報を共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県湘南地域県政総合センター	平成30年4月23日及び同年8月21日（平成30年3月1日、同月2日、同月5日及び同月6日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可（2台、2.84㎡）に当たり、一般競争入札の例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として使用許可が認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の収支状況を提出させておらず、配慮の必要性を検証していなかった。</p>	<p>不適切事項については、施設財産部長通知の理解が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県西地域県政総合センター	平成30年4月24日（平成30年3月6日から同月9日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地改良財産使用料の収入未済11件、51,320円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。 2 中高齢ホームファーマー研修受講料の収入未済1件、30,000円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としていた。 3 行政資料の複写代等として領収した現金1件、50円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかった。 	<p>不適切事項の収入事務については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 督促状の発行が遅れたことについては、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 督促状の指定期限に誤りがあったことについては、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 現金領収に伴う指定金融機関等への納付が遅れたことについては、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成30年8月30日（平成30年7月17日職員調査）	<p>（要改善事項）</p> <p>政策局、総務局、くらし安全防災局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局及び県土整備局に属する出先機関のうち34所属が保有する業務用の車両（以下「公用車」という。）80台について、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーション（自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器。以下「カーナビ」という。）が搭載されていることにより、7所属の11台に係るカーナビについては、日本放送協会（以下「NHK」という。）とその放送の受信についての契約（以下「受信契約」という。）を締結し、受信料を支払っており、19所属の33台に係るカーナビについては、NHKの放送が受信でき、NHKと受信契約を締結することとされているにもかかわらず、受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていないかった。</p> <p>（以下平成30年12月7日（神奈川県公報号外第67号）神奈川県監査委員公表第20号中、第3 監査の結果3(2)①のとおり。）</p>	<p>要改善事項については、次のとおり措置した。</p> <p>各所属に対して、テレビ受信機能を有するカーナビに係る受信契約の取扱いについての周知が不十分であったことから、そうした点について、改めて周知徹底することとした。</p> <p>また、総務局内の出先機関が保有する公用車は、業務上、テレビ受信機能は不要なため、現在搭載しているテレビ受信機能を有するカーナビについては、テレビ受信機能を有しないカーナビに順次更新することとした。</p>
組織人材部人事課	平成30年8月30日（平成30年7月18日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 本県から他の地方公共団体に派遣している職員の一時帰庁（平成28年12月）に係る旅費1件、28,100円について、旅費担当者が代行入力を失念したため、旅行日から著しく遅延した平成29年7月に支給していた。</p> <p>2 職員の給与等を計算するための新人事給与システムを平成29年1月から本格稼働したところ、データ移行ミスやシステム</p>	<p>不適切事項の庶務事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 旅費の支払遅延については、複数の職員での確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、旅費担当者に任せきりにせず、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 給与等の過大支給・支給不足については、県とシステム開発事業者間での認識のずれにより、シス</p>

		の設定誤りなどの処理誤りが189事象あった。その結果、給与等の支払事務を行う各所属において、児童手当の支給漏れや時間外手当の計算誤りなどにより、給与等について、過大支給（約29,000千円）及び支給不足（約548,000千円）が発生していた。	<p>テム設定の誤りやデータ移行ミスが発生したことによるものであり、過大支給・支給不足については、発生次の月の支給日以降に、順次清算を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、システムの設定を修正するとともに、手順ミスの防止対策を併せて行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
財政部 税務指導課	平成30年8月30日（平成30年7月26日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、廃油収集運搬及び処分業務委託契約（単価契約、支出額153,575円）に係る第2回目の発注について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、支出負担行為額を増額する前に業務を発注していた。</p> <p>2 契約事務において、平成29年度たばこ流通情報管理システム運用業務委託契約（契約額6,306,768円）及び平成29年度軽油流通情報管理システムに係るデータエントリ業務委託契約ほか1件（単価契約、支出額計1,438,350円）について、契約書に定められている業務処理責任者等に係る通知等を提出させていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、執行状況の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、契約内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(3) 国際文化観光局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
国際課	平成30年8月24日（平成30年7月2日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、株式会社横浜国際平和会議場株券（40,000株、台帳価格20億円）の国際課から国際観光課への管理換えに当たり、神奈川県県有財産規則の規定に基づく引継ぎの手続が著しく遅延していた。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県県有財産規則の認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、財産経営課が開催する財産管理事務担当者に対する研修を積極的に受講させ、職員のスキル向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
文化課	平成30年8月24日（平成30	<p>（不適切事項）</p> <p>工事事務において、県民ホール</p>	不適切事項については、工事事務

	年7月3日職員調査)	本館舞台設備改修工事ほか1件(契約額計1,105,176,768円)の設計に当たり、工事監理業務の委託対象工事として必要となる委託監督員の業務範囲や委託監督員の通知について明示した特記仕様書を設計図書として添付していなかった。この結果、入札公告時に入札参加者に対して委託監督員の設置の有無や業務範囲を明示しておらず、また、契約時に委託監督員の設置に係る通知をしていなかった。	に関する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県工事執行規則等関係規定を十分に確認するとともに、疑義がある場合には、同規則所管局に確認等を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
観光部観光企画課	平成30年8月24日(平成30年7月4日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、職員緊急参集訓練に係る出張に当たり、庶務事務システムに入力されていなかったため、旅費1件、336円を支給していなかった。	不適切事項については、当該訓練に係る旅費の取扱いについて各職員への周知が不十分であったことなどによるものであり、平成30年8月10日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
観光部国際観光課	平成30年8月24日(平成30年7月4日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、株式会社横浜国際平和会議場株券(40,000株、台帳価格20億円)の国際課から国際観光課への管理換えに当たり、神奈川県県有財産規則の規定に基づく引継ぎの手続が著しく遅延していた。	不適切事項については、神奈川県県有財産規則の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(4) スポーツ局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
スポーツ課	平成30年7月20日(平成30年6月13日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、公益財団法人神奈川県体育協会に貸し付けていたステレオミキサー1点、154,980円の処分に当たり、同協会が事前に神奈川県知事の承認を得ることなく、当該物品を処分していたことを把握していたにもかかわらず、速やかに必要な手続を行わなかったため、処分手続が著しく遅延していた。	不適切事項については、物品に係る事務処理の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、管理物品の処分申請に係る事務処理に遺漏のないよう、課内に周知徹底を図るとともに、情報共有を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(5) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成30年8月22日（平成30年6月28日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、平成29年9月分の電気料金（20施設分14,597,315円）について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息854円を支払っていた。</p> <p>2 契約事務において、野生傷病鳥獣救護業務委託契約（契約額1,600,000円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、同年5月8日に締結していた。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>政策局、総務局、くらし安全防災局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局及び県土整備局に属する出先機関のうち34所属が保有する業務用の車両（以下「公用車」という。）80台について、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーション（自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器。以下「カーナビ」という。）が搭載されていることにより、7所属の11台に係るカーナビについては、日本放送協会（以下「NHK」という。）とその放送の受信についての契約（以下「受信契約」という。）を締結し、受信料を支払っており、19所属の33台に係るカーナビについては、NHKの放送が受信でき、NHKと受信契約を締結することとされているにもかかわらず、受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていなかった。</p> <p>（以下平成30年12月7日（神奈川県公報号外第67号）神奈川県監査委員公表第20号中、第3 監査の</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理及び支払日に係る確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による進行管理及び支払日の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことのないよう、進行管理表を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、平成30年9月10日付け事務連絡により、局内各所属に対して、公用車に搭載されているテレビ受信機能付きカーナビゲーションの取扱いについて放送法等に抵触しないよう適切な対応を行う旨の注意喚起を行った。また、新たにカーナビが搭載された公用車の調達を行う際は、テレビを視聴する必要がない場合には、テレビ受信機能がないカーナビを選択することにより、放送法等に抵触する事態を避けるとともに、不要な支出を抑制し、適切な事務の執行を図ることとした。</p>

		結果3(2)①のとおり。)	
環境部資源循環推進課	平成30年8月22日（平成30年7月6日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、不法投棄監視カメラのリース契約に当たり、カメラの撤去に係る記載が仕様書に十分になされていなかったため、リース期間が満了したカメラの撤去に係る工事費の負担について受注者から疑義が示され協議となり、結果として当初の設計でリース料に含むこととしていた工事費204,120円を県費で負担していた。	不適切事項については、仕様書の記載内容に不明確な表現があったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、過去の同種の契約だけでなく、他機種の契約や、他所属における同種の契約を参考にすることにより、適正な事務の執行に努めることとした。
農政部畜産課	平成30年8月22日（平成30年6月28日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、元大野山乳牛育成牧場における牧場道路の地籍測量及び表示登記業務委託契約（契約額12,398,400円）について、契約額には影響は及ぼさなかったものの、現場精査に伴う実績数量を反映した契約変更を行っていなかった。	不適切事項については、契約変更に関する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、組織として業務に係る根拠資料を整理するなど適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県自然環境保全センター	平成30年3月16日（平成30年3月15日及び同月16日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、元箱根園地の施設維持管理業務の受託者との間で締結した協定により、受託者が支払うこととされている国有財産使用料相当額1件、1,134,053円について、調定が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、収入事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県農業技術センター北相地区事務所	平成30年2月27日（平成30年2月23日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、行政財産の使用許可に係る行政財産使用料3件、181,674円について、調定が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、収入事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理の徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所	平成30年2月27日（平成30年2月21日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、写真機1台（帳簿価額86,100円）が所在不明であった。	不適切事項については、物品の処分手続の確認不足により、不用決定前に廃棄したことによるものである。 今後は、このようなことがないよ

			う、確認表を作成し、不用決定の処理状況を確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	--	---

(6) 福祉子どもみらい局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成30年8月23日（平成30年6月25日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、履行延期及び分割返納を承認した債務者1名に係る介護福祉士等就学資金貸付金返納のうち、平成30年4月返納分1件、5,000円について、履行期限の属する平成30年度の歳入として整理すべきところ、平成29年度の歳入としていた。</p> <p>2 契約事務において、入札事務が遅れたことにより、さがみ緑風園及び中井やまゆり園のリース車両の契約期間満了に伴う新車購入が遅れ、リース期間満了後から納車までの間をレンタカー及び借上バスで対応することとしたため、当初予定していなかった賃借料2件、264,000円を支出することとなり、不経済な執行となっていた。</p> <p>3 契約事務において、介護支援専門員証交付業務委託ほか5件（契約額計57,363,347円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日又は同月3日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>政策局、総務局、くらし安全防災局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局及び県土整備局に属する出先機関のうち34所属が保有する業務用の車両（以下「公用車」という。）80台について、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーション</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、会計年度に関する理解及び関係職員によるチェックが不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、会計事務の理解向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については次のとおりである。</p> <p>(1) 入札事務が遅れたことにより不経済な執行となったことについては、進行管理及び納車が遅れることによる弊害に対する検討が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、事業課と進捗状況を共有し進行管理を図るとともに、複数の職員による検討・相談体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 契約手続が遅れたことについては、委託契約に係る事業者との調整及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、事業者への説明を十分行うとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、局内各所属のカーナビでのテレビ視聴の必要性、NHK受信契約の有無を改めて確認し、対応方法を体系化した上</p>

		<p>(自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器。以下「カーナビ」という。)が搭載されていることにより、7所属の11台に係るカーナビについては、日本放送協会(以下「NHK」という。)とその放送の受信についての契約(以下「受信契約」という。)を締結し、受信料を支払っており、19所属の33台に係るカーナビについては、NHKの放送が受信でき、NHKと受信契約を締結することとされているにもかかわらず、受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていなかった。</p> <p>(以下平成30年12月7日(神奈川県公報号外第67号)神奈川県監査委員公表第20号中、第3 監査の結果3(2)①のとおり。)</p>	<p>で、必要な措置をとるよう指導した。</p> <p>また、今後カーナビが搭載された公用車を購入する際、テレビを視聴する必要性がないと認められる場合には、テレビ受信機能を有しないカーナビを選択するよう、局内に通知を行った。</p>
人権男女共同参画課	平成30年8月23日(平成30年6月25日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、ポータブルDVDドライブの購入代1件、104,760円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息300円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、当課と総務室との請求書類の受渡しに不備があり、支出についての進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、課内で本事案と今後の改善方策について情報共有し、再発防止を徹底した。また、課独自に総務室と当課との執行書類受渡し簿を作成・配置し、受渡しのたびに総務室職員の受領印(サイン)を得ることに加え、執行管理表による支出状況の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
福祉部地域福祉課	平成30年8月23日(平成30年7月2日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、履行延期及び分割返納を承認した債務者1名に係る介護福祉士等就学資金貸付金返納のうち、平成30年4月返納分1件、5,000円について、履行期限の属する平成30年度の歳入として整理すべきところ、平成29年度の歳入としていた。</p>	<p>不適切事項については、会計年度に関する理解及び関係職員による確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、債権管理簿に履行延期を認められている期間を明記するよう管理方法を改めるとともに、関係職員に対して制度理解の徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>
福祉部障	平成30年8月	(不適切事項)	

害福祉課	23日（平成30年7月6日職員調査）	<p>1 契約事務において、入札事務が遅れたことにより、さがみ緑風園及び中井やまゆり園のリース車両の契約期間満了に伴う新車購入が遅れ、リース期間満了後から納車までの間をレンタカー及び借上バスで対応することとしたため、当初予定していなかった賃借料2件、264,000円を支出することとなり、不経済な執行となっていた。</p> <p>2 支出事務において、平成29年9月請求分のインターネット回線使用料6,804円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息54円を支払っていた。</p> <p>3 指定管理者事務において、津久井やまゆり園ほか2施設に係る指定管理業務について、指定管理者に個人情報を取り扱わせているにもかかわらず、各施設の管理に関する基本協定書の個人情報保護に関する別記事項で定められた個人情報の取扱いに係る届出書等を提出させていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことなどにより、入札事務への着手が遅れたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、総務室と進捗状況を共有し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、担当者が執行状況管理表による自己点検を行うとともに、課内決裁以降の進行管理を他職員が別途管理することで、複数の職員による進行管理を行う体制に見直すことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 指定管理者事務については、基本協定書別記事項の内容について確認不足であったことによるものであり、平成29年11月1日に、個人情報の取扱いに係る届出書等を提出させた。 今後は、このようなことがないように、基本協定書本文及び別記事項に定められた届出書類について一覧化した上で、県と指定管理者双方において連絡を密に取り合い、適正な事務執行に努めることとした。</p>
福祉部生活援護課	平成30年8月23日（平成30年7月4日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、戦没者慰霊堂附属会館空調コントロールボックス及びファンコイルスイッチ交換工事契約（契約額1,553,040円）について、契約で定められた工事に係る工程表等を提出させていなかった。</p>	<p>不適切事項については、契約内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約に伴う必要書類について複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立子ども	平成30年3月2日（平成30	（不適切事項） 収入事務において、児童福祉施	不適切事項については、神奈川県

自立生活支援センター	年3月1日及び同月2日職員調査)	設等職員賄料の収入未済11件、32,370円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、3件、9,213円について、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。	財務規則についての認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、センター全体のスケジュールにも納付期限を明記するとともに、神奈川県財務規則の周知を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立青少年センター	平成30年8月23日（平成30年5月24日及び同月25日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、平成30年度の事業執行に伴い使用する郵便切手について、総務局長通知に反し、平成29年度末に執行残金により1,010,800円分を購入していた。 2 支出事務において、ひきこもり相談補助員への謝礼金（2名分9,340円）の支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。 3 契約事務において、「青少年のためのロボフェスタ2017」のチラシ及びポスター印刷契約（契約額409,320円）の履行確認に当たり、市町教育委員会（12か所）への納品分について、納品の事実を確認しないまま、履行済みとして検査を完了し、契約代金を支払っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、総務局長通知の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係総務局長通知の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、事業部門と執行部門の連携をより密にするなど、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 契約事務については、関係規程の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規程の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適切な事務執行に努めることとした。

(7) 健康医療局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成30年8月24日（平成30年7月9日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 実習指導者育成事業委託契約ほか5件（契約額計10,855,304円）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、次のとおりである。 (1) 契約書の記載事項の誤りについては、契約書に記載すべき政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき定められ

		<p>遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、いずれも年2.8%と記載していた。</p> <p>(2) 新人看護職員研修体制整備事業委託契約ほか1件（契約額計6,476,304円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。</p> <p>2 補助金交付事務において、平成28年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の額の確定に伴う返還金172,000円に係る補助事業者に対する納付書を国庫補助金返還の履行期限の経過後に発行していた。その結果、補助事業者が支払うこととなった延滞金1,238円について、補助事業者からの請求に基づき全額を県費で負担していた。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>政策局、総務局、くらし安全防災局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局及び県土整備局に属する出先機関のうち34所属が保有する業務用の車両（以下「公用車」という。）80台について、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーション（自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器。以下「カーナビ」という。）が搭載されていることにより、7所属の11台に係るカーナビについては、日本放送協会（以下「NHK」という。）とその放送の受信についての契約（以下「受信契約」という。）を締結し、受信料を支払っており、19所属の33台に係るカーナビについては、N</p>	<p>た率の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約準備行為の過程で率が改められた場合、速やかに業者に連絡し、正しい率で契約を締結することを周知徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 契約締結の遅れについては、契約手続に時間を要したことや、経理担当者間での協力体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、経理担当者間で情報の共有を密にし、相互に協力し合うことを改めて確認するとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 補助金交付事務については、会計局会計課へ補助事業者に対する納付書の発行依頼を速やかに行うべきであったが、経理担当者が失念してしまったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、経理担当者間及び事業担当者間での情報共有を密にし、進行管理の徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、平成30年12月21日付け経理担当課長通知「テレビ受信機能を有するカーナビゲーションの取扱いについて」を発出し、テレビ受信機能を有するカーナビが公用車に搭載されている場合は、受信料支払手続の対応について依頼した。</p> <p>また、同通知において、今後新たにカーナビ又はカーナビを搭載した公用車を調達する際に、業務でテレビ視聴の必要がない場合はテレビ受信機能のないものとするよう指導した。</p>
--	--	--	---

		<p>HKの放送が受信でき、NHKと受信契約を締結することとされているにもかかわらず、受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていないかった。</p> <p>(以下平成30年12月7日(神奈川県公報号外第67号)神奈川県監査委員公表第20号中、第3 監査の結果3(2)①のとおり。)</p>	
保健医療部健康危機管理課	平成30年8月24日(平成30年7月10日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、エイズ抗体検査検体収集及び感染症発生动向調査検体収集事業委託契約に係る平成29年11月分の支払額219,240円について、支払期限までに支払を行っていないかった。その結果、遅延利息100円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、支出事務の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、新たに執行状況確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚保健福祉事務所	平成30年3月7日(平成30年3月6日及び同月7日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 平成28年度に実施された生活保護法の適正な施行に係る法律相談の謝礼1件、25,000円について、経理担当職員の支払事務の失念等により履行後3月を超えて支払っていた。</p> <p>2 結核管理検診・接触者健診委託料4件、38,908円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていないかった。その結果、遅延利息200円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項の支出事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 謝礼支払事務の遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、経理担当職員と事業課との間で予算執行状況リストを作成し、複数職員での確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 委託料支払事務の遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、経理担当職員と事業課との間で予算執行状況リストを作成し、相互チェックに加え、支出命令票に処理期限、支払予定日を記入し、出納員ほか複数職員での確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県小田原保健福祉事務所	平成30年6月1日(平成30年2月21日及び同月22日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、平成29年12月12日に領収した現金1件、10円について、指定金融機関に納付せず、手元に保管していた。</p>	<p>不適切事項については、現金保管の確認が不十分であったことから、納付額を誤ったものであり、未納分については、平成30年3月30日に納付した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底す</p>

			ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター	平成30年3月8日（平成30年1月18日及び同月19日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、自治会費1件、2,400円の支払に当たり、「（節）負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「（節）報償費」で執行していた。</p> <p>2 契約事務において、電子複写機の複写サービス契約（単価契約、予定発注枚数1,443,600枚、契約期間：平成29年4月1日から平成32年3月31日まで）の締結に当たり、契約締結日が平成29年4月5日であるにもかかわらず、契約の効力の遡及条項を設けることなく契約の効力を遡及させていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、適用すべき節の確認が不十分であったことによるものであり、節の誤りについては、平成30年2月7日に更訂処理を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、会計局長通知の基本的な理解及び契約事務の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立よこはま看護専門学校	平成30年3月20日（平成30年3月19日及び同月20日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、授業料の収入未済4件、199,200円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、9日を経過した日を督促状の指定期限としていた。</p> <p>2 支出事務において、皆勤賞表彰状の印刷に当たり、対象となる生徒のうち1名の氏名を誤って発注したため、再印刷経費1,620円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、対象学生の氏名の確認不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(8) 産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
中小企業部中小企業支援課	平成30年8月6日（平成30年6月21日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、県と公益財団法人神奈川産業振興センターが共有する建物及び同センターが単独所有する立体駐車場の存する土地（面積1,174.91㎡）に係る賃貸借契約（貸付面積890.46㎡、</p>	<p>不適切事項については、土地の貸付に際して、立体駐車場が附置義務駐車場であるため本体建物の附帯設備と解釈し、建物の区分所有割合により按分した面積を貸付面積として公益財団法人神奈川産業振興センタ</p>

		<p>契約額9,018,990円)の締結に当たり、共有である建物の敷地分は建物の区分所有割合により按分した面積を、単独所有である立体駐車場の敷地分は全面積を貸付面積とすべきところ、立体駐車場の敷地分についても区分所有割合により按分した面積としていたため、貸付面積が34.114㎡過少となり、平成29年度において、貸付料が339,795円不足していた。</p> <p>(要改善事項) 中小企業団体中央会補助金の交付に当たり、神奈川県中小企業団体中央会における補助対象経費の算定が、指導員等の補助対象事業以外の事務への従事の実態を反映した適正なものとなっていなかった。</p> <p>(以下平成30年12月7日(神奈川県公報号外第67号)神奈川県監査委員公表第20号中、第3 監査の結果3(2)②のとおり。)</p>	<p>一と賃貸借契約を締結してきたことによるものであり、平成31年1月7日に当該駐車場を同センターの単独所有として算出した貸付面積に基づき貸付料を算出する変更契約を締結し、貸付料は収入予定である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による関係規定を含めた確認をすることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、指導員等のうち専務理事及び専務理事以外の部長代理以上の指導員が、管理職あるいは上司者として中央会の総会及び賀詞交歓会、個別組合の賀詞交換会に出席していた事実があったことから、補助金の交付申請及び実績報告に当たっては、当該行事への出席時間及び事務作業に要する時間を総労働時間で除した割合を「補助対象事業以外の事務への従事割合」とし、当該従事割合に基づき算出した額を差し引いた額を補助対象経費とすることとした。</p> <p>また、県から通知する「補助金交付基準額算定表」に、以下の算定基準を明記することとした。</p> <p>(算定基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費のうち、指導員等設置費については、以下の業務に要した時間を控除して積算すること。 ①中央会総会・賀詞交歓会の出席時間及び事務作業に要する時間 ②個別組合の賀詞交換会への出席時間
--	--	---	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立西部総合職業技術校	平成30年5月16日(平成30年5月15日及び同月16日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の的行わないうまま電力柱及び電話柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、平成29年度の共架柱に係る使用料1件、14,336円が徴収不	不適切事項については、共架事業者からの行政財産の使用許可申請がなかったため、徴収不足が生じたものであり、平成30年8月8日に収入済みである。 今後は、このようなことがないよ

		足であった。	う、新たに平成30年12月12日付けで発出された財産経営課長通知に基づき、電柱設置事業者に対し、通信事業者等から共架の申請があった際には、共架には県の使用許可等が必要となることを周知するよう文書で依頼することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	--------	---

(9) 県土整備局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
事業管理部用地課	平成30年8月8日（平成30年6月22日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、講習の申込みに必要な切手代62円及び納付書の郵送に必要な切手代82円に見合う切手を保有していなかったことから、それぞれ100円切手を払い出して使用していた。その結果、郵便代を計56円過大に支払っていた。	不適切事項については、切手代に見合った切手を使用すべきものという認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、保有する全切手（2,022円分）を総務局組織人材部文書課へ管理換えするとともに、全ての発送業務を同課に依頼することにより、適正な事務執行に努めることとした。
建築住宅部住宅計画課	平成30年8月9日（平成30年6月7日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、平成29年度多世代居住のまちづくり推進事業業務委託契約（契約額4,644,000円）の履行確認に当たり、同契約において実施することとされているコーディネーター派遣に係る広報チラシの作成及び配架・送付が行われていなかったにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていた。	不適切事項については、仕様書に基づいた完了検査が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、完了検査時に、契約書及び仕様書に基づいた業務が行われていることを複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県厚木土木事務所	平成30年3月19日（平成30年1月31日から同年2月2日まで職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、厚木土木事務所庁舎敷地の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則等の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより使用料1件、4,431円が徴収不足であった。	不適切事項については、根拠規定の確認が不十分であったことから、計算を誤ったものであり、不足分については、平成30年4月4日に収入済みとなった。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

		<p>(要改善事項)</p> <p>合同庁舎保守管理等業務委託契約の入札に当たり、入札参加資格としての地域要件が業務上の必要性を十分に反映したものとなっていなかった。</p> <p>(以下平成30年12月7日(神奈川県公報号外第67号)神奈川県監査委員公表第20号中、第3監査の結果3(2)③のとおり。)</p>	<p>要改善事項については、合同庁舎保守管理等業務委託契約の入札参加資格の地域要件を見直し、平成30年度契約の入札から、隣接市も対象に含め、真に契約の目的を果たすために必要な範囲とした。</p>
神奈川県厚木土木事務所東部センター	平成30年3月19日(平成30年2月6日から同月8日まで職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>指定管理者事務において、県立相模三川公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間(平成27年4月1日から平成32年3月31日まで)の利用料金額については期間開始時に申請がなかったため承認していなかった。</p>	<p>不適切事項については、指定管理者と事務所双方の利用料金額に係る手続の認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>平成29年12月13日付けで、主管課である県土整備局都市部都市公園課から各指定管理者宛てに送付された利用料金額の承認についての事務連絡を受け、当該指定管理者に対して、利用料金額の承認申請をするよう指示したところ、平成30年2月8日に当該指定管理者から利用料金額の承認申請があり、同月23日に承認を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、当該手続について文書による引継ぎを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	平成30年3月19日(平成30年2月13日及び同月14日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 財産管理事務において、本柱共架1本及び支線1本に係る行政財産の使用許可(許可期間:平成29年8月1日から平成34年3月31日まで)に当たり、行政財産の使用許可に係る使用料計算要領の規定に反した方法により月割り計算を行ったため、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、1円が徴収不足であった。</p> <p>2 指定管理者事務において、県立相模原公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間(平成27年4月1日から平成32年3月31日</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 財産管理事務については、行政財産の使用許可に係る使用料計算要領の確認が不十分であったことから算定を誤ったものであり、不足額については平成30年4月10日に徴収した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 指定管理者事務については、指定管理者と事務所双方の利用料金額に係る手続の認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、当該手続について文書によ</p>

		まで)の利用料金額については期間開始時に申請がなかったため、平成30年1月9日付けの指定管理者の申請に基づき同月23日に承認するまでの間、承認していなかった。	る引継ぎを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県 西土木 事務所	平成30年1月 30日(平成29 年12月7日、 同月8日及び 同月11日職員 調査)	(不適切事項) 契約事務において、平成29年度 足柄上合同庁舎施設管理・冷暖房 機運転業務委託契約(契約金額 6,443,280円)の締結に当たり、当 初の入札が不調となった後に再度 入札を実施せず、一者随意契約に より受託者を決定していた。	不適切事項については、地方自治 法施行令の解釈と適用の誤りによる ものである。 今後は、このようなことがないよ う、契約関係法令等の理解の向上に 努めるとともに、複数の職員による 確認体制を強化することにより、適 正な事務執行に努めることとした。
神奈川県 西土木 事務所小 田原土木 センター	平成30年1月 30日(平成29 年12月12日か ら同月14日ま で職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、神奈川県流 水占用料等徴収条例に基づく流水 占用料1件、10,540円及び土地占 用料1件、11,750円について、平 成29年6月に調定を行った後、納 入通知書の作成を失念し、再度調 定を行った結果、調定が3月を超 えて遅れていた。	不適切事項については、進行管理 が不十分であったことによるもの である。 今後は、このようなことがないよ う、調定起案文書に処理状況の記載 を行い、決裁時に複数の職員による 確認体制を強化することにより、適 正な事務執行に努めることとした。
神奈川県 横浜川崎 治水事務 所	平成30年4月 25日(平成30 年4月19日及 び同月20日職 員調査)	(不適切事項) 指定管理者事務において、県立 保土ヶ谷公園及び県立三ツ池公園 の公園施設に係る利用料金額につ いて、指定管理者の指定期間ごと に両指定管理者からの申請に基づ き承認すべきところ、現指定期間 (平成27年4月1日から平成32年 3月31日まで)の利用料金額につ いては、期間開始時に申請がなか ったため、県立保土ヶ谷公園につ いては平成30年1月9日付け、県 立三ツ池公園については同年2月 23日付けの両指定管理者からの申 請に基づき、同年3月2日に承認 するまでの間、承認していなかっ た。	不適切事項については、指定管理 者と事務所双方の利用料金額に係 る手続の認識が不十分であったこと によるものである。 今後は、このようなことがないよ う、当該手続について文書による引 継ぎを行うことにより、適正な事務 執行に努めることとした。
神奈川県 横浜川崎 治水事務 所川崎治 水センタ ー	平成30年4月 25日(平成30 年4月24日及 び同月25日職 員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、現金領 収した公文書複写代1件、120円 について、指定金融機関へ納付 する際に、雑入として収入処理 すべきところ、誤って立替収入 として収入処理していた。	不適切事項については、次のとお り措置した。 1 予算の執行については、指定金 融機関への納付書に記載する収入 コードの確認が不十分であったこ とによるものであり、平成30年4

		<p>2 工事事務において、平成28年度河川改修工事（県単）その15の変更設計額の積算に当たり、仮設工の法面工の植生基材吹付工及びラス張工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（49,453,200円）が702,000円過少であった。その結果、変更後の契約額（44,013,240円）が624,240円過少であった。</p>	<p>月26日に科目更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、納付書の記載内容を複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 工事事務については、変更設計書作成過程において、条件設定の確認が不十分であったことから、単価加算率を誤り設計額が過少となったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、変更設計時においても、既存の「設計図書の審査に係るチェックリスト」を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県住宅営繕事務所	平成30年8月9日（平成30年5月29日から同月31日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 県営住宅の一部住戸（32戸）について、昭和60年度以降、誤った住戸面積に基づき家賃を算定していた。その結果、過大徴収分1,584件、5,147,016円の還付に当たり、還付加算金が68,500円発生していた。また、過少徴収分1,732件、4,874,860円のうち903件、2,605,660円については、家賃の徴収誤りを把握した時点で既に消滅時効が完成していたため徴収できなかった。</p> <p>2 県営住宅の家賃を過少に徴収していた者から家賃の差額分829件、2,269,200円を徴収するに当たり、債権個別システムである県営住宅管理システムにより個々の家賃の調定をした後、神奈川県財務規則に基づき、会計管理システムを用いた調定伺票（一括）により収入調定すべきところ、同システムによる調定を失念したため、県の会計上、収入調定がなされていなかった。</p>	<p>不適切事項の収入事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 家賃の誤徴収については、データ入力過程において、確認が不十分であったことから、家賃の算定に誤りが生じ、家賃が過大又は過少となったもので、入居者の収入等により家賃が住戸ごとに異なるため、誤りの事実を認識するまで長期間を要したものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、業務フローチェック表に確認欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 収入調定漏れについては、誤徴収に伴い特殊な事務手続を要する案件であったため、神奈川県財務規則に定める手続を失念してしまったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、業務フロー図及び業務手順書に神奈川県財務規則に基づく収入調定を行う旨を明記し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(10) 企業庁

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
財務部会計課	平成30年7月20日（平成30年5月24日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、上下水道料金の過誤納の還付等の支払に当たり、神奈川県企業庁出納事務取扱店株式会社横浜銀行に対して2回にわたり集中払データの内容を誤って通知し、機械処理では期日までに支払うことができなくなった408件、支払金額199,271,484円について、同行に手作業での支払を依頼し、通常業務を著しく超える作業を行わせることとなったことから、この作業に対する事務手数料1件、88,128円を支払っていた。</p> <p>2 契約事務において、防災対策ファイル保管業務委託契約（単価契約、支払額2,205,394円）の締結に当たり、契約単価の決定について、入札内訳書の内容の確認が不十分であったことから、入札内訳書の単価に予定数量を乗じた額（税込2,645,622円）が、概算総価による落札額（税込2,629,260円）より16,362円過大であったにもかかわらず、入札内訳書の単価をそのまま契約単価としていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、株式会社横浜銀行への集中払データの通知に先立つ内容確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、データの抽出や内容の確認を複数の職員で行うとともに、チェックリストによる事務処理状況の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、契約手続の過程において、入札内訳書の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約締結に当たり、複数の職員での入札内訳書の内容の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
財務部情報管理課	平成30年7月20日（平成30年5月14日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、防災対策ファイル保管業務委託契約（単価契約、支払額2,205,394円）の締結に当たり、設計額の積算について、仕様書で定める予定数量と異なる数量に基づき積算したため、設計額が44,930円過大であった。</p>	<p>不適切事項については、契約関係の資料を作成する際の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係資料の記載内容を簡明にし、確認を容易にすることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
水道部経営課	平成30年7月20日（平成30年5月16日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、ペットボトル水販売代金の収入未済1件、2,160円について、神奈川県公営企業財務規程の規定に反し、督促状を発行していなかった。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、収納状況を定期的に確認し、組織的に進行管理することにより、適正な事務執行に努めることと</p>

			した。
利水電気 部発電課	平成30年7月 20日（平成30 年5月14日職 員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、神奈 川県企業庁ダム・発電所地域振興 事業補助金の交付（7件、交付決 定額計17,033,000円）に当たり、 支出負担行為の決裁を得ることな く交付決定していた。	不適切事項については、補助金の 執行の手續に関する認識が不十分で あったことによるものである。 今後は、このようなことがないよ う、補助金の交付決定に係る決裁と 支出負担行為に係る決裁を同時に行 うことを徹底することにより、適正 な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県 企業庁平 塚水道営 業所	平成30年7月 3日（平成30 年3月19日及 び同月20日職 員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、配水管き 損賠償金の収入未済1件、 1,471,765円について、督促状の 発行に当たり、当該発行日から 起算して10日を経過した日が金 融機関の休日に当たる日となっ た結果、神奈川県公営企業財務 規程の規定に反し、13日を経過 した日を督促状の指定期限とし ていた。 2 工事事務において、二宮町川 匂206番地付近配水管改良工事 （ゼロ県債）の変更設計額の積 算に当たり、路面復旧工につい て、厚さ27cmの上層路盤工を適 用し2層分の施工手間を計上す べきところ、誤って厚さ25cmと 厚さ2cmの上層路盤工を適用 し、3層分の施工手間を計上し たため、変更後の設計額 （18,046,800円）が75,600円過 大であった。その結果、変更後の 契約額（17,959,320円）が75,600 円過大であった。	不適切事項については、次のとお り措置した。 1 収入事務については、関係規定 の理解が不十分であったことによ るものである。 今後は、このようなことがない よう、関係規定の理解の向上を図 るとともに、日数計算のチェック リストを使用し、複数の職員によ る確認体制を強化することによ り、適正な事務執行に努めること とした。 2 工事事務については、変更設計 書作成過程において、確認が不十 分であったことによるものである。 今後は、このようなことがない よう、通常の設計書の検算及び決 裁の過程に加えて、実務経験が豊 富な職員が設計の内容を確認する ことにより、適正な事務執行に努 めることとした。
神奈川県 企業庁厚 木水道営 業所	平成30年7月 19日（平成30 年3月5日及 び同月6日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、平成29年度 下期H地区に係る検満量水器取替 等業務委託契約（単価契約、概算 総価額3,904,200円）の入札執行に 当たり、実施計画書に記載された 予定数量が実施設計書に記載され た適正な予定数量と大きく異なっ ていたため、実施計画書に記載さ れた予定数量に基づき入札金額を	不適切事項については、入札執行 における資料データの管理及び実施 設計書等の関連資料と契約書の記載 内容の確認が不十分であったことよ るものである。 今後は、このようなことがないよ う、関係各課とのデータ共有を徹底 するとともに、契約事務に関するチ ェックリストを作成し、複数の職員

		算出した業者が、入札参加者の中で最低の金額となり落札業者となったところ、落札決定後に当該業者から提出された単価は、これに適正な予定数量を乗ずるなどすれば設計金額を上回ることから、本来、当該業者と契約を締結すべきではなかったのに、これを看過して契約を締結していた。その結果、平成29年10月分から平成30年1月分までの支払額（税込5,007,312円）は、設計金額算定の基礎となる単価に基づくなどして算出した額より1,526,506円過大となっていた。	による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁大和水道営業所	平成30年6月13日（平成30年4月13日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、平成29年6月分のガス料金2,685円について、口座振替指定日までの支出手続を失念したため、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、口座振替割引取消額54円を支払っていた。	不適切事項については、支出手続の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行状況確認表を作成し、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁寒川浄水場	平成30年4月18日（平成30年4月17日及び同月18日職員調査）	（要改善事項） 企業庁が所管する寒川浄水場、水道水質センター及び神奈川県水道記念館に係る廃棄物処理等の五つの維持管理業務について、3施設がおおむね隣接して存在しているにもかかわらず、一部を除いて各施設に係るそれぞれの業務を個別に発注しており、同種の業務を一括して発注していなかった。 （以下平成30年12月7日（神奈川県公報号外第67号）神奈川県監査委員公表第20号中、第3 監査の結果3(1)④のとおり。）	要改善事項については、今後、当該維持管理業務の実施に当たり、事務の効率化を図るとともに、受注者選定の競争性、透明性等を向上させるため、同種の業務を一括して発注していくこととした。
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	平成30年5月10日（平成30年5月9日及び同月10日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、玄倉1（発）水圧鉄管路更新工事の変更設計額の積算に当たり、直接工事費1（水圧鉄管路）の塗装費1（水圧鉄管路）の塗替塗装について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（313,081,200円）が496,800円	不適切事項については、変更設計書の作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、変更設計書の違算防止のためのチェックリストを作成するとともに、所内で情報を共有することにより、適正な事務執行に努めることと

		<p>過大であった。その結果、変更後の契約額（272,217,240円）が432,000円過大であった。</p>	<p>した。</p>
<p>神奈川県 企業庁相模川発電 管理事務所</p>	<p>平成30年4月11日（平成30年4月10日及び同月11日職員調査）</p>	<p>（要改善事項） 発電施設体験学習案内業務委託契約について、事前公募方式により受注を希望する者の有無を確認し、一者随意契約を行っていたが、公募の参加資格である業務実施要件が業務内容を十分に考慮したものとなっていなかった。 （以下平成30年12月7日（神奈川県公報号外第67号）神奈川県監査委員公表第20号中、第3 監査の結果3(2)④のとおり。）</p>	<p>要改善事項については、平成31年度からの当該委託契約の公募に際して、業務実施要件から、特別高圧の水力発電所の維持管理又は運転監視業務の経験者等を配置する要件を除外するよう改善を図ることとした。</p>